

青森県農林水産部車両賃貸借契約書（案）

（発注者）青森県

（受注者）

上記当事者間において、車両の賃貸借のため、次のとおり契約を締結した。
（ただし、を除く。）

（賃貸借物件）

第1条 受注者は、その所有する別表に掲げる物件（以下「賃貸借物件」という。）を発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借した。

- （1）件名 青森県農林水産部車両賃貸借契約
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和15年9月30日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、金円（うち消費税額及び地方消費税額
円）とする。

（契約保証金）

第4条（A）契約保証金は、金円とする。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第4条（B）契約保証金は、免除する。

（賃貸借物件の配置場所及び使用目的）

第5条 受注者は、賃貸借物件を、別表1（1）及び（2）に掲げる配置場所に配置し、発注者の業務のために使用するものとし、その他の目的に使用しないものとする。

- 2 発注者は、賃貸借物件の配置場所を変更しようとするときは、あらかじめ書面により受注者に通知するものとする。

(賃借料の支払)

第6条 受注者は、別表2に定める1月ごとの賃借料を翌月10日までに書面により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

(善管注意義務)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意義務をもって賃貸借物件を管理しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、この契約により知り得た発注者の一切の事項を他に漏らしてはならない。

(賃貸借物件の臨時的保守)

第9条 受注者は、発注者から賃貸借物件の故障への対応等の臨時的保守の請求があったときは、直ちに対応するものとする。

2 前項の臨時的保守に要する経費は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

(1) 受注者が、賃貸借期間の初日までに賃貸借物件の納入を行わなかったとき、又は賃貸借物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 別記仕様書に定める整備点検の実施状況が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき。

(3) 正当な理由なく、発注者の監督又は指示に従わなかったとき。

(4) その他受注者がこの契約に違反したとき。

(契約保証金の帰属)

第11条 (A) 発注者が、前条第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合は、第4条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条 (B) 発注者は、前条第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合は、賃貸借料の100分の5に相当する金額を違約金として、受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を未払いの賃貸借料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金額の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(賃貸借物件の返還)

第13条 発注者は、賃貸借期間が満了した場合、又は第10条の規定によりこの契約を解除した場合には、受注者と発注者が協議して定める期日までに当該賃貸借物件を受注者に返還するものとする。

2 返還に要する経費は、受注者の負担とする。

(個人情報保護)

第14条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団排除)

第15条 受注者は、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第16条 受注者は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(業務内容の変更等)

第17条 発注者は、必要により業務内容を変更し、又は業務遂行の一時中止を受託者に指示することができる。この場合において、賃貸借料を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(協議事項)

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県青森市長島一丁目1-1
青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、

当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(別記2)

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

(7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別表1 配置場所別貸借物件

(1) 小型貨物自動車

配置場所		貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
東青農林水産事務所			
農業普及振興室	青森市長島 2-10-3		
中南農林水産事務所			
農業普及振興室	弘前市蔵主町4		
三八農林水産事務所			
農業普及振興室	八戸市尻内町鴨田7		
西北農林水産事務所			
農業普及振興室	五所川原市栄町10		
上北農林水産事務所			
農業普及振興室	十和田市西十二番町 20-12		
下北農林水産事務所			
農業普及振興室	むつ市中央 1-1-8		

配置場所		賃貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
青森県病害虫防除所	青森市第二問屋町 4-11-6		
			計 18 台

(2) 小型乗用自動車 (コンパクト)

配置場所		賃貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
東青農林水産事務所			
農業普及振興室	青森市長島 2-10-3		
中南農林水産事務所			
農業普及振興室	弘前市蔵主町4		
三八農林水産事務所			
農業普及振興室	八戸市尻内町鴨田7		
西北農林水産事務所			
農業普及振興室	五所川原市栄町10		
上北農林水産事務所			
農業普及振興室	十和田市西十二番町 20-12		

配置場所		賃貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
下北農林水産事務所			
農業普及振興室	むつ市中央 1-1-8		
青森県営農大学校	七戸町字大沢 48-8		
			計 14 台

別表2 月別支払額表

令和8年度

(単位：円)

期間			金額
令和8年10月1日	～	令和8年10月31日	(10月分)
令和8年11月1日	～	令和8年11月30日	(11月分)
令和8年12月1日	～	令和8年12月31日	(12月分)
令和9年1月1日	～	令和9年1月31日	(1月分)
令和9年2月1日	～	令和9年2月28日	(2月分)
令和9年3月1日	～	令和9年3月31日	(3月分)
令和8年度分 計			

令和9年度

(単位：円)

期間			金額
令和9年4月1日	～	令和9年4月30日	(4月分)
令和9年5月1日	～	令和9年5月31日	(5月分)
令和9年6月1日	～	令和9年6月30日	(6月分)
令和9年7月1日	～	令和9年7月31日	(7月分)
令和9年8月1日	～	令和9年8月31日	(8月分)
令和9年9月1日	～	令和9年9月30日	(9月分)
令和9年10月1日	～	令和9年10月31日	(10月分)
令和9年11月1日	～	令和9年11月30日	(11月分)
令和9年12月1日	～	令和9年12月31日	(12月分)
令和10年1月1日	～	令和10年1月31日	(1月分)
令和10年2月1日	～	令和10年2月29日	(2月分)
令和10年3月1日	～	令和10年3月31日	(3月分)
令和9年度分 計			

令和 10 年度

(単位：円)

期間			金額
令和 10 年 4 月 1 日	～	令和 10 年 4 月 30 日	(4 月分)
令和 10 年 5 月 1 日	～	令和 10 年 5 月 31 日	(5 月分)
令和 10 年 6 月 1 日	～	令和 10 年 6 月 30 日	(6 月分)
令和 10 年 7 月 1 日	～	令和 10 年 7 月 31 日	(7 月分)
令和 10 年 8 月 1 日	～	令和 10 年 8 月 31 日	(8 月分)
令和 10 年 9 月 1 日	～	令和 10 年 9 月 30 日	(9 月分)
令和 10 年 10 月 1 日	～	令和 10 年 10 月 31 日	(10 月分)
令和 10 年 11 月 1 日	～	令和 10 年 11 月 30 日	(11 月分)
令和 10 年 12 月 1 日	～	令和 10 年 12 月 31 日	(12 月分)
令和 11 年 1 月 1 日	～	令和 11 年 1 月 31 日	(1 月分)
令和 11 年 2 月 1 日	～	令和 11 年 2 月 28 日	(2 月分)
令和 11 年 3 月 1 日	～	令和 11 年 3 月 31 日	(3 月分)
令和 10 年度分 計			

令和 11 年度

(単位：円)

期間			金額
令和 11 年 4 月 1 日	～	令和 11 年 4 月 30 日	(4 月分)
令和 11 年 5 月 1 日	～	令和 11 年 5 月 31 日	(5 月分)
令和 11 年 6 月 1 日	～	令和 11 年 6 月 30 日	(6 月分)
令和 11 年 7 月 1 日	～	令和 11 年 7 月 31 日	(7 月分)
令和 11 年 8 月 1 日	～	令和 11 年 8 月 31 日	(8 月分)
令和 11 年 9 月 1 日	～	令和 11 年 9 月 30 日	(9 月分)
令和 11 年 10 月 1 日	～	令和 11 年 10 月 31 日	(10 月分)
令和 11 年 11 月 1 日	～	令和 11 年 11 月 30 日	(11 月分)
令和 11 年 12 月 1 日	～	令和 11 年 12 月 31 日	(12 月分)
令和 12 年 1 月 1 日	～	令和 12 年 1 月 31 日	(1 月分)
令和 12 年 2 月 1 日	～	令和 12 年 2 月 28 日	(2 月分)
令和 12 年 3 月 1 日	～	令和 12 年 3 月 31 日	(3 月分)
令和 11 年度分 計			

令和 12 年度

(単位：円)

期間			金額
令和 12 年 4 月 1 日	～	令和 12 年 4 月 30 日	(4 月分)
令和 12 年 5 月 1 日	～	令和 12 年 5 月 31 日	(5 月分)
令和 12 年 6 月 1 日	～	令和 12 年 6 月 30 日	(6 月分)
令和 12 年 7 月 1 日	～	令和 12 年 7 月 31 日	(7 月分)
令和 12 年 8 月 1 日	～	令和 12 年 8 月 31 日	(8 月分)
令和 12 年 9 月 1 日	～	令和 12 年 9 月 30 日	(9 月分)
令和 12 年 10 月 1 日	～	令和 12 年 10 月 31 日	(10 月分)
令和 12 年 11 月 1 日	～	令和 12 年 11 月 30 日	(11 月分)
令和 12 年 12 月 1 日	～	令和 12 年 12 月 31 日	(12 月分)
令和 13 年 1 月 1 日	～	令和 13 年 1 月 31 日	(1 月分)
令和 13 年 2 月 1 日	～	令和 13 年 2 月 28 日	(2 月分)
令和 13 年 3 月 1 日	～	令和 13 年 3 月 31 日	(3 月分)
令和 12 年度分 計			

令和 13 年度

(単位：円)

期間			金額
令和 13 年 4 月 1 日	～	令和 13 年 4 月 30 日	(4 月分)
令和 13 年 5 月 1 日	～	令和 13 年 5 月 31 日	(5 月分)
令和 13 年 6 月 1 日	～	令和 13 年 6 月 30 日	(6 月分)
令和 13 年 7 月 1 日	～	令和 13 年 7 月 31 日	(7 月分)
令和 13 年 8 月 1 日	～	令和 13 年 8 月 31 日	(8 月分)
令和 13 年 9 月 1 日	～	令和 13 年 9 月 30 日	(9 月分)
令和 13 年 10 月 1 日	～	令和 13 年 10 月 31 日	(10 月分)
令和 13 年 11 月 1 日	～	令和 13 年 11 月 30 日	(11 月分)
令和 13 年 12 月 1 日	～	令和 13 年 12 月 31 日	(12 月分)
令和 14 年 1 月 1 日	～	令和 14 年 1 月 31 日	(1 月分)
令和 14 年 2 月 1 日	～	令和 14 年 2 月 29 日	(2 月分)
令和 14 年 3 月 1 日	～	令和 14 年 3 月 31 日	(3 月分)
令和 13 年度分 計			

令和 14 年度

(単位：円)

期間			金額
令和 14 年 4 月 1 日	～	令和 14 年 4 月 30 日	(4 月分)
令和 14 年 5 月 1 日	～	令和 14 年 5 月 31 日	(5 月分)
令和 14 年 6 月 1 日	～	令和 14 年 6 月 30 日	(6 月分)
令和 14 年 7 月 1 日	～	令和 14 年 7 月 31 日	(7 月分)
令和 14 年 8 月 1 日	～	令和 14 年 8 月 31 日	(8 月分)
令和 14 年 9 月 1 日	～	令和 14 年 9 月 30 日	(9 月分)
令和 14 年 10 月 1 日	～	令和 14 年 10 月 31 日	(10 月分)
令和 14 年 11 月 1 日	～	令和 14 年 11 月 30 日	(11 月分)
令和 14 年 12 月 1 日	～	令和 14 年 12 月 31 日	(12 月分)
令和 15 年 1 月 1 日	～	令和 15 年 1 月 31 日	(1 月分)
令和 15 年 2 月 1 日	～	令和 15 年 2 月 28 日	(2 月分)
令和 15 年 3 月 1 日	～	令和 15 年 3 月 31 日	(3 月分)
令和 14 年度分 計			

令和 15 年度

(単位：円)

期間			金額
令和 15 年 4 月 1 日	～	令和 15 年 4 月 30 日	(4 月分)
令和 15 年 5 月 1 日	～	令和 15 年 5 月 31 日	(5 月分)
令和 15 年 6 月 1 日	～	令和 15 年 6 月 30 日	(6 月分)
令和 15 年 7 月 1 日	～	令和 15 年 7 月 31 日	(7 月分)
令和 15 年 8 月 1 日	～	令和 15 年 8 月 31 日	(8 月分)
令和 15 年 9 月 1 日	～	令和 15 年 9 月 30 日	(9 月分)
令和 15 年度分 計			